

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景

本町では、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するインクルーシブな社会※1の実現を目指し「苫前町障がい福祉計画」に基づく各種の施策を推進してきました。

この間、平成24年6月には「障害者自立支援法」が改正・改題されて「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」として制定され、難病患者等が障害福祉サービスの給付対象に含まれました。

さらには、平成25年6月に、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）などの制定、平成26年1月に我が国が障害者権利条約※2を締結、平成28年8月に「発達障害者支援法」の改正、平成30年4月には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正が行われ、障がいのある人自らが望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や発達障がい者支援の一層の充実が図られました。

また、令和元年6月には「障害者雇用促進法」の一部改正が行われ、障害者の就労に関する支援の充実も図られています。

これまでの障がいのある人もない人も地域とともに暮らすノーマライゼーション※3の考え方は定着してきましたが、障がいのある人を取り巻く生活環境条件は依然厳しく、今後はさらに“生活のしづらさ”や“生活の質”にも目を向けた支援のあり方が問われています。

本計画は、これまでの実績を踏まえ、実態に即した見直しを図るとともに、すべての障がいのある人や家族が、地域で暮らしていくために必要な様々な支援を、切れ目なく継続的に提供される「地域包括ケア」の考え方を、地域住民とともに推進していくことを念頭に作成するものです。

※1 インクルーシブな社会

障がいのある人もない人も、誰をも分離したり排除することなく地域の中に包み込む社会

※2 障害者権利条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約

※3 ノーマライゼーション

障がいのある人が、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会の実現を目指す考え方

第2節 障がい者の定義

「障害者基本法」においては、障がいのある人を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」と定義しています。

■ 身体障がいのある児童（身体障がい児）

「児童福祉法」において「身体に障がいのある児童」という語を用いており身体障がい児は、その略称です。「身体障害者福祉法」に規定する障がい、①視覚、②聴覚又は平衡機能、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、その他政令で定める障がいがあるが永続し、かつ日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの等の障がいがある18歳未満の人をいいます。

■ 身体障がいのある人（身体障がい者）

「身体障害者福祉法」において、①視覚、②聴覚又は平衡機能、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、その他政令で定める障がいがあるが永続し、かつ日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの等の障がいがある18歳以上の人であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた人をいいます。

■ 知的障がいのある人（知的障がい者（児））

法的に定義づけられていませんが、厚生労働省が平成12年に実施した知的障がい児（者）基礎調査では、「知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義しています。

■ 精神障がいのある人（精神障がい者）

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」において、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又は依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する人をいいます。

■ 難病患者

「難病対策要綱」において、①原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり単に経済的な問題のみならず、介護等に著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病のある人をいいます。

■ 発達障がいのある人

「発達障害者支援法」において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現し、日常生活又は社会生活に制限を受ける人をいいます。

第3節 計画の位置づけと計画期間

■ 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」を一本化した計画として位置づけており、苫前町総合振興計画をはじめ、他の福祉関連計画との整合を図りながら、障がい者等対策に関し、町が取り組むべき諸施策の基本的な方向と目標を示すものです。

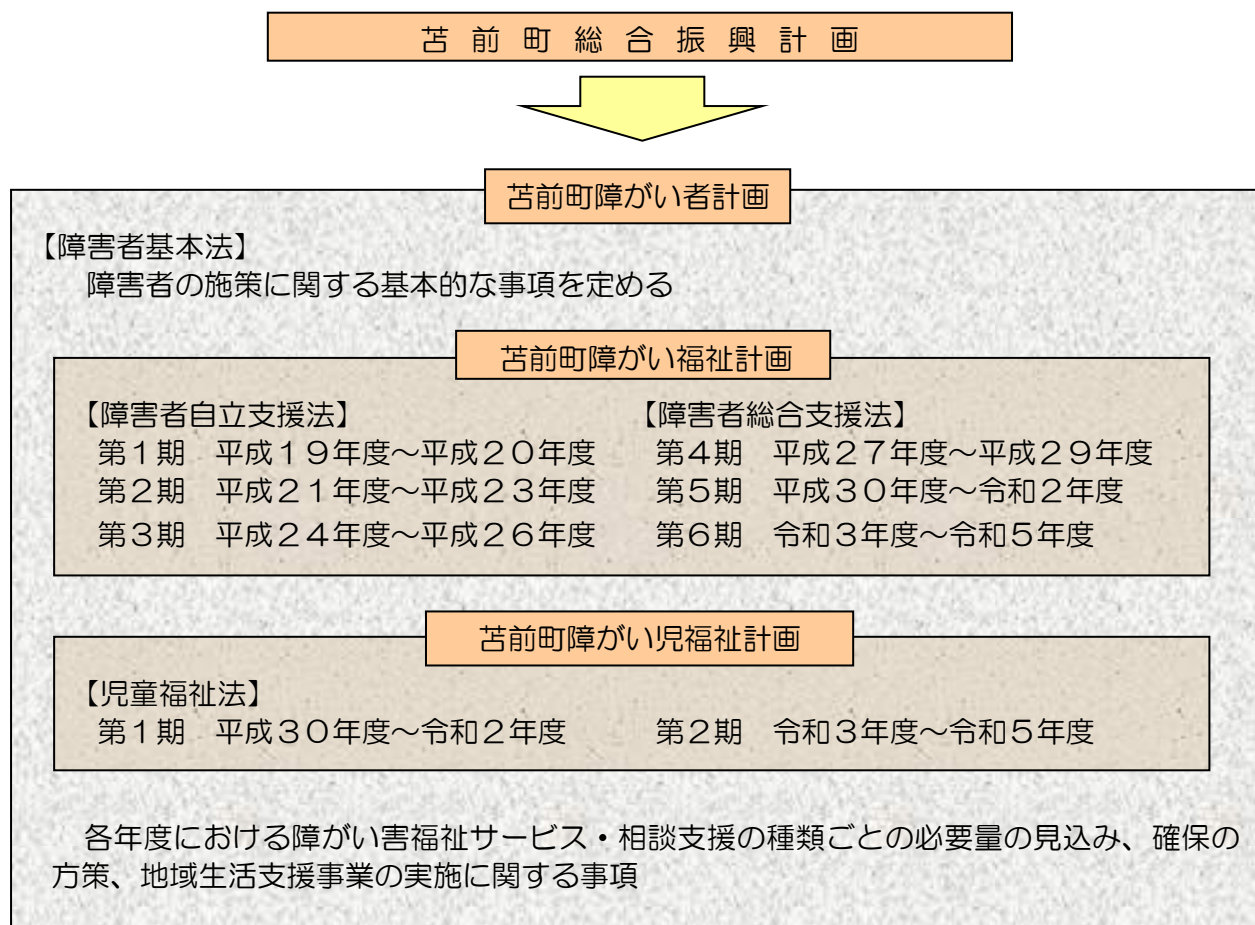
また、障がいのある人の自立と社会・経済・文化・その他あらゆる分野での活動参加をめざして様々な課題に対応し、行政をはじめ福祉関係団体、町民がそれぞれの立場で支援に取り組むための指針となるものです。

■ 計画期間

この計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とします。

なお、国の障がい者施策に動向や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

【障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画との位置づけ】



いつまでも安心して暮らせる共生のまち とままえ

障がいのある人が基本的人権を有するひとりの人間として尊重されるという当然の理念を社会に根づかせるためには、住民や行政が、障がいのある人の「活動」や「参加」を促進するよう、たゆまぬ努力が求められています。

また、障がいがあるということを人間の多様な姿の一つとして捉え、それぞれの個性や価値観、生き方などの違いを認め合うといった多様性を尊重する社会の重要性が指摘されています。

人権侵害や差別は、障がいのある人がひとりの人間として当たり前生きていくことを阻む、最大の障壁となるものであり、障がいに対する理解を深める活動の継続や障がいのある人の社会参加を一層促進することなどが、こうした障壁を取り除く手立てとなることを認識する必要があります。

住民は、誰もが互いの個性を尊重し、支え合う共生社会を実現するために、障がいのある人との共生を含めた地域づくりの構築に努める必要があります、地域におけるボランティア活動などを積極的に支援し、協働による福祉社会の発展を目指すことが求められています。

このように障がいのある人への理解と人権の尊重を基調に置きながら、誰もが、互いの個性を尊重し、支え合える共生の社会を目指し『いつまでも安心して暮らせる共生のまち とままえ』を基本理念とします。

第5節 計画の基本的な考え方

1. 障がい者等に対する施策の基本的な考え方

苫前町では、障がい者等の福祉に関する施策の体系を「ライフステージに応じた支援」と「誰もがともに安心して暮らす社会づくり」といった2つの観点で捉えました。

① ライフステージに応じた支援

障がいのある人が、それぞれのライフステージに応じて、活動・自立のための力を発揮しながら、実り豊かな人生を送るために講ずべき施策

② 誰もがともに安心して暮らす社会づくり

障がいのある人が、社会のさまざまな活動に参加できるような環境基盤を整備し、障がいの有無にかかわらず、ともに暮らす社会をつくるために講ずべき施策

2. 障がい福祉サービス等の提供に関する基本的な考え方

障がい者に対する施策の基本的な考え方を踏まえつつ、地域全体で、障がいのある人の自立した生活を支えることを念頭に、次の2点を基本に具体的な方策を展開することとしました。

① 自己決定・自己選択による本人の意思の尊重

障がいの種別・程度を問わず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、障がい福祉サービスの提供体制を整備します。

② 新たな課題に対応したサービスの基盤の整備

地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応するため、関係機関・民間事業者との連携を図りながら、サービスの提供基盤を整備するとともに、身近な地域における拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を有効に活用し、地域全体で障がいのある人の自立した生活への支援を進めていきます。

第2章 苫前町の障がい者の現状

第1節 人口の推移

令和2年12月末の住民基本台帳における当町の人口総数は、2,986人で平成28年12月末の人口に比べ260人（約8.0%）の減少となっています。出生率の低下をはじめ、核家族化や社会経済の著しい変化などによるものが要因と考えられます。

区別の人口推移をみると、図に示すとおり、0～19歳の割合が減少し、65歳以上の割合が増加しており、少子高齢化が進行している状況があります。

表1 区別人口推移

（単位：人、%）

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	3,246	3,196	3,099	3,034	2,986
0～19歳	468	458	430	429	408
（比率）	14.4	14.3	13.9	14.1	13.7
20～64歳	1,469	1,435	1,380	1,358	1,352
（比率）	45.3	44.9	44.5	44.8	45.3
65歳以上	1,309	1,303	1,289	1,247	1,226
（比率）	40.3	40.8	41.6	41.1	41.0

注 各年12月末の住民基本台帳の数値を記載

第2節 障がい者等の現状

1. 身体障がい者

令和2年12月末現在で身体障害者手帳を所持している方の状況は、次のとおりです。

障がい種別にみると「肢体不自由」の方が最も多く、次に「心臓・呼吸器機能障害」、「じん臓・肝臓・ぼうこう・直腸・小腸機能障害」の順となっています。

また、等級別にみると「1級」が最も多く、次に「4級」、「3級」の順となっており、身体障害者手帳所持者数は224人で、総人口2,986人のうち約7.5%となっております。

表2 身体障がい者区分別人口

(単位：人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	5	2	1	0	0	2	10
聴覚・平衡機能障害	1	2	3	1	0	5	12
音声・言語・そしゃく機能障害	0	1	1	1	0	0	3
肢体不自由	19	18	30	44	17	8	136
心臓・呼吸器機能障害	29	0	8	0	0	0	37
じん臓・肝臓・ぼうこう・直腸・小腸機能障害	14	0	3	9	0	0	26
計	68	23	46	55	17	15	224

2. 知的障がい者

療育手帳の交付者数は、令和2年12月末現在で34人です。

障がいの程度別では、表に示すとおりA判定（重度・最重度）12人、B判定（軽度・中度）22人となっています。

表3 知的障がい者区分人口

(単位：人)

区分	A判定	B判定	計
18歳未満	1	4	5
18歳以上	11	18	29
計	12	22	34

3. 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年12月末現在では5人です。

表4 精神障がい者区分別人口

(単位：人)

区分	1級	2級	3級	計
18歳未満	0	0	0	0
18歳以上	1	2	2	5
計	1	2	2	5

第3節 障がい者福祉施策の概要

1. 公的サービス提供の状況

1) 障害福祉サービス等利用者の状況

令和2年12月末現在の障害福祉サービス等の利用者については、次のとおりとなっています。

表5 障害福祉サービス等の利用者数

(単位：人)

サービス種類		支援決定者数
訪問系・その他	居宅介護	5
	重度訪問介護	0
	行動援護	0
	同行援護	0
	短期入所	6
	重度障害者等包括支援	0
日中活動系	療養介護	1
	生活介護	11
	自立訓練(機能訓練)	0
	自立訓練(生活訓練)	0
	自律訓練(宿泊型)	0
	就労移行支援(養成施設含む)	0
	就労継続支援(A型)	0
	就労継続支援(B型)	8
居住系	共同生活援助(グループホーム)	9
	施設入所支援	9
地域支援相談	地域移行支援	0
	地域定着支援	0
	計画相談支援	30

2) 補装具の支給状況

身体障害者手帳交付者等を対象に、身体上の障がいを補うための補装具の支給が受けられます。

表6 補装具給付状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間利用延べ件数	7件	5件	5件
年間支給額	915,807円	1,142,228円	183,031円

3) 日常生活用具の給付状況

主に重度の障がい児・者を対象に、日常生活用具の給付等が受けられます。

表7 日常生活用具給付状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間利用延べ件数	103件	108件	105件
年間支給額	1,984,377円	1,846,148円	1,963,928円

4) 自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付状況

18歳以上の身体障がい者（更生医療）、18歳未満の身体障がい児（育成医療）を対象に、日常生活を行う上で、必要な障がいを軽減・改善したり、日常生活能力等を回復させたりする医療を行う医療費の一部を助成するものです。

表8 自立支援医療給付状況

(単位：人)

区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	育成医療	更生医療	育成医療	更生医療	育成医療	更生医療
視覚障害	0	0	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障害	0	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	0	0	0	0	0	0
心臓機能障害	0	0	0	0	0	0
心臓機能障害	0	0	0	0	0	0
じん臓・肝臓機能障害	0	16	0	14	0	14
その他	0	0	0	0	0	0
計	0	16	0	14	0	14

5) 重度心身障がい者（児）の医療費助成状況

身体障がい者及び知的障がい者の健康の保持増進に寄与し、障がい者福祉向上のために「健康保険法」に定める医療費の自己負担分の一部を助成するものです。

表9 重度心身障がい者(児)医療費助成状況

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
重度 (北海道制度)	受給者数	91人	93人	84人
	年間受診者件数	1,956件	1,777件	1,947件
	年間助成額	6,567,535円	5,811,310円	6,238,181円

6) 難病の患者に対する医療費助成制度

指定難病について、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度です。

特定疾患医療受給者証の交付は、北海道において決定しています。

7) 自立支援医療費制度（精神障害者通院医療費公費負担制度）

精神科の病院等で通院治療を受けている場合に、医療費の自己負担を軽減する制度です。

自立支援医療（精神通院）受給者証の交付は、北海道において決定し、町を経由して交付しています。

2. 人的資源の状況

1) 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員

障がい者の更生援護に関する相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、福祉事務所等関係機関の業務に対する協力、地域活動を推進しています。

表10 民生委員等定数

区分	民生委員・児童委員	身体障害者相談員	知的障害者相談員
定数	17人	1人	1人

第3章 各種施策の課題・目標と具体的な方策

第1節 社会参加への促進

すべての人が個人として人権を尊重され、社会の一員として社会参加・参画の権利を平等に有しています。

しかし、障がい者を取り巻く社会環境においては、交通機関、建築物等における物理的な障壁、資格制限等による制度的な障壁、点字や手話サービス等の欠如等による文化・情報面での障壁、障がい者を庇護するべき存在としてとらえる等の意識上の障壁があります。

また、これらの障壁により様々な権利を制約され社会的に不利な立場におかれ、生活などに不便さを感じている場合が多いことも否定できません。

すべての人が、ともに幸せに暮らしていくことを「あたりまえ」にしなければなりません。ノーマライゼーションの理念の浸透を図ることにより、すべての人にとってバリア（障壁）のない社会をつくることができると考えます。

障がい者に関われた地域社会を実現するためには、多くの人が障がい者の実状を理解し、障がい者が直面している問題を自分の問題として考えることが必要です。障がい者自身の社会参加への意識の高揚を図るとともに、すべての人が参加しやすい環境づくりを推進するため、必要な障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業等のサービス提供体制づくりを進めます。

1. 啓発・広報の推進

障がいのある人の自立と社会参加を進めていくためには、町民の一人ひとりが障がい者問題について意識の高揚と正しい理解が必要です。

障がい者に対する理解と認識を深めるため、ノーマライゼーションの理念の普及や各種行事等を行い、町民への啓発・広報の推進に努めます。

また、今後も障がい者団体等との話し合いの場を設けながら、住みよいまちづくりに向け、広報「とままえ」を活用した広報活動を推進するとともに、福祉サービスのPRに努めます。

2. コミュニケーション支援の充実

障がい者に対する制度やサービスは、複雑かつ情報の収集が困難であったりします。このため、障がいの種類や状態に応じた的確な情報提供や相談・助言ができるような体制の整備が必要です。特に、視覚障がい者、聴覚障がい者などに対しては点訳・手話通訳サービスの利用促進などを行うことが必要です。

「地域生活支援事業」において、意志の疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者への手話通訳者や要約筆記者を派遣する「コミュニケーション支援事業」を実施しております。

第2節 相談体制・啓発の充実と障がいのある者の人権尊重

障がい者やその家族が日常生活していくのに必要な情報や支援・要望について、障がい者等が気軽に相談できる体制が必要です。障がい者が日常生活の中で抱えている諸問題は、年齢、障がいの内容、程度等により異なってきます。「障害者総合支援法」に基づき、平成25年4月からは身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病のある人に対する相談支援については、町が実施主体となり、総合的な相談支援体制のための要綱を整備しました。

適切なサービスを提供するためには、相談体制の充実と的確な情報提供に努める必要があります。

当町には現在、地域相談員2名が道知事より委嘱を受け、また、身体障害者相談員1名と知的障害者相談員1名が町より委嘱を受け、地域における身近な相談員として活動しています。

1. 相談支援の充実

障がい者にきめ細かいサービスを提供していくためには、施策などの実施を包括的に支え、支援する推進体制が不可欠です。

「障害者総合支援法」に基づき、市町村必須事業として「地域生活支援事業実施要綱」を定め、相談支援を実施しております。

また、地域の民生委員・児童委員や各障害者相談員が相談や生活指導等を行っていますが、障害者相談員については知られていない面も多いため、今後啓発を図っていく必要があります。

2. 情報提供の充実

障がいのある人が社会の構成員として、一人ひとりの人格と個性が尊重され、あたりまえに暮らすことができるよう、関係機関等と連携し、障がいのある人に関する理解を深めるため、啓発の充実を図ります。

また、障がい者に関する各種情報を広報「とままえ」に掲載し啓発するとともに、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等と連携を密にして、個々の実情にあった情報を提供します。

3. 障がいのある者の人権尊重

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成24年10月1日施行）に基づき、虐待の防止や虐待を発見したときの通報義務等の広報啓発を行います。

さらには、障がいのある人が適切にサービスの利用ができるよう「日常生活自立支援事業」の周知と利用促進を図るとともに、判断能力の不十分な人の財産の管理等を行えるよう、成

年後見制度の周知と利用促進を図ります。

第3節 保健・医療サービスの充実

「健康に過ごしたい」それは住民すべての共通する願いであると考えます。特に、障がい者の中には、引き続き治療や訓練を受けながら生活している人や、在宅で保健・医療の面での援助を必要としている人なども多く、こうしたニーズに対応した保健・医療サービスを充実させることは、健康を保持し増進させるという障がい者の福祉を推進していく上で重要なことです。

そのために、障がいの早期発見・早期治療を行うことはその予防を図っていく上で重要であり、乳幼児及び成人に対する健康診査・健康教育を充実させ、発達遅滞児においては家庭訪問や療育関係機関との連携を通じ、子育て支援をさらに推進していくことが大切と考えます。

1. 障がいの早期発見・早期治療の充実

健康を保持・増進するとともに、障がいの早期発見・早期治療を推進するため、乳幼児期を中心とした健康診査や保健指導、相談事業を実施しています。すこやかな子を出産するために妊婦健康診査を公費負担し、経済的負担を軽減しています。その健康診査の結果、生活指導が必要な場合は、医療機関より連絡があり必要に応じ訪問指導を実施することになっています。

また、安心してすこやかな子を出産できるよう、母子手帳交付時や妊産婦医療費助成申請時等を含め、いつでも相談が受けられるよう、随時健康相談を実施しています。

乳幼児期においては、心身の発達遅滞、疾病の早期発見等を目的に各種乳幼児健診を実施し、障がいや疾病の疑いのある乳幼児に対して精密検査受診票を交付し、早期に適切な治療及び療育機関につなげています。

2. 健康管理・増進施策の充実

町民が健康でいきいきとした生活が送れるよう、各ライフステージに応じて心と身体の健康づくり事業を実施しています。その中でも、死因の多くを占める生活習慣病対策を重点として、健康診査、健康相談、食生活改善事業等を実施しています。生活習慣病の予防、あるいは病気になっても重くならないなど、いつまでも元気で長生きできるよう、より多くの町民の健康観を確立するために様々な工夫と検討をしています。より多くの町民の方の参加を得るために様々な工夫を行うとともに、参加できない町民の方や何らかの健康不安を抱えている障がい者の方に対し、訪問指導事業を強化し、きめ細やかな健康増進活動を推進します。

3. 医療サービスの充実

障がい者が必要とする一般医療や救急医療、歯科診療を安心して受けることができるよう医療サービスを充実します。医療費助成制度については、現在、乳幼児医療費、重度障がい者への重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費の助成を実施しています。

平成27年度からは子どもの医療費の対象を高校卒業前まで拡充し、安心して医療が受けられるよう受診しやすい環境を整備しています。

4. リハビリテーションの充実

リハビリテーションは、単に障がい者の運動機能の回復をめざすだけではなく、すべてのライフステージにおいて医療・教育・福祉・労働等多方面から障害の程度に即した適切な支援を行い、全人的な可能性の追求をめざす総合的な体系です。この過程の一環として、障がいの軽減を図り障がい者の自立を促進するため、リハビリテーションの充実を図ります。

乳幼児期における必要なリハビリテーションとしては、療育訓練として、主に留萌中部地域子ども発達支援センター（2町1村による共同設置）と連携し実施しているほか、苫前小学校に「ことばの教室」を設置し言語機能訓練を実施するなど、今後も関係機関との連携を図ります。

第4節 福祉サービスの充実

障がいのあるすべての人が健やかで、地域で自立して豊かに暮らせる社会の実現に向けて、利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努めるとともに、自立した生活の確立の支援が必要です。

また、日常生活の中で、できるだけ自立して暮らせるように様々な援助も必要です。

それには、補助具や日常生活用具などハード面の援助と、ホームヘルパーや入浴サービスなどのソフト面での援助があります。それぞれの障がい、生活形態にあわせ、さまざまな「援助」つまり「サービス」を受けられることが必要です。障がいの種別に関係なく、障がいのある人が必要とするサービスを利用でき、地域で生活することが可能となるよう支援していきます。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして「障害者総合支援法」に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象難病）についても「障害者総合支援法」に基づく給付の対象となっていることを引き続き周知し、障害福祉サービスの活用を促します。

関係機関、福祉サービス事業者、各種施設等によるネットワーク体制の確立と総合的な福祉サービスの供給に努めます。

1. 訪問系サービスの充実

障がいの重度化・重複化や障がい者、介助者及び援助者の高齢化に伴い、家族の介護能力を超える場合が考えられ、地域での生活を支援するためには、訪問系サービスの一層の充実に努める必要があります。

障がいのある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、サービス提供事業者へ、専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。

2. 日中活動系・居住系サービスの充実

障がいの程度や社会適応能力などにより、生活形態を選択できるようなグループホームといった生活の場の充実に努めることや、創作的活動・生産的活動の機会などを提供する生活介護事業所、一般就労への移行を目的とした作業所など、障がい者が地域で安心して主体的に生活を営んでいけるよう、障がい者の日中活動の場の基盤整備に努めます。

3. 地域生活支援事業の充実

相談支援体制の充実はもちろんのこと「成年後見制度利用支援事業」や「コミュニケーション支援事業」の強化、また、障がい者が余暇活動、社会参加または日常の生活において円滑に外出できる「移動支援事業」、障がいのある人が安定した日常生活を送るため、障がいの特性に合わせた適切な「日常生活用具給付事業」の周知に努めます。

4. ケアマネジメントの充実

障害福祉サービスの利用にあたっては、計画相談支援及び障がい児相談支援において障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントにより、きめ細やかな支援を行います。

第5節 施設福祉サービスの充実

障がいのある人が、施設等から地域生活への移行を推進するためには、保護者、関係者及び地域住民の地域福祉への理解を促進するとともに、その人の意向を尊重しつつ、地域での生活を念頭に置いた社会生活適応力を高めるための拠点づくりが必要となります。

施設サービスに対するニーズの多様化とともに、地域における在宅福祉のニーズの高まりにより、施設機能を活用した短期入所、日中一時支援、ボランティアの受け入れ等、地域に開かれたサービスの展開も求められています。

1. 施設福祉サービスの充実

障がい者の日中における活動の場の整備を図り、地域に根ざした福祉体制の確立と、地域住民の理解と交流の一層の促進をめざします。

また、障がい者等の高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため近隣市町村との連携も含め、地域生活支援拠点の整備に努めます。

第6節 療育・教育

障がいをもつ児童の発達レベル、障がいの状況は多種多様であり、子どもたちはそれぞれ多様な療育・教育ニーズを持っています。そのため、社会的に自立した生活をめざして、一人ひとりの障がいの種類・程度・能力・適性等に応じた適切な指導が受けられるよう、必要な諸条件の改善が必要です。

障がい者一人ひとりが社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、それぞれの障がいの状況に応じた適切な療育及び教育を充実するとともに、生涯にわたり多様な学習の機会を確保されなければなりません。

1. 療育機能の充実

現在、障がいをもつ児童や発達遅滞の疑いが認められる児童は、留萌中部地域子ども発達支援センター（2町1村による共同設置）に通園し、専門の指導員から指導を受けられるよう支援体制を図っています。

しかし、近年では、放課後等デイサービスの需要が増加傾向にあり、現在の事業所だけでは支援が十分に行き届かない状況が続いています。支援を必要としている人が、必要なときに支援を受けられるよう、事業所の増設を推進します。

また、障がいを持った児童の子育てに関する相談体制の充実を図るとともに、早期療育・発達相談体制の充実も図ります。

2. 障がい児教育の充実

現在、障がいをもつ児童に最も適した教育が受けられるよう相談・指導体制の整備に努めるとともに、教育現場においては苫前町地域教育協議会の特別支援教育地域連携専門部会が設置され、適切な指導体制・環境改善に努めています。

今後、一層の障がい児教育に対して正しい理解が得られるよう、保護者等に啓発活動を図るとともに、社会教育との連携を図りながら、生涯にわたり学習活動を享受できる環境づくりに努めます。

3. 生涯学習の促進

誰もが豊かな生活を送っていくことが必要であり、特に外出機会の少ない障がい者も積極的に社会参加を行い、それぞれのニーズと好みに合わせた学習・スポーツ・文化活動を行える機会や場の設定が必要です。障がい者のニーズに対応した、学習・スポーツ・文化活動を促進するために、多様な学習活動に参加できる機会の提供を図ります。

第7節 雇用・就労の促進

障がい者自身の努力や意欲的な活動を実現する上で、障がい者が安心して仕事に就ける場や機会を確保することは、とても重要なことであり、障がい者の自立を促進することにもなります。障がい者が、職業的自立をするということは、社会の一員としての自覚を持つ社会的側面、生計を維持する経済的側面、生きがい等の精神的側面という3つの側面を持っています。どの側面からみても職業的自立は大切であり、就労が重要な課題と考えます。

「障害者総合支援法」では、働く意欲や能力のある障がい者に対する就労支援が大きな柱にされており、就労移行支援をはじめ、福祉分野と雇用分野とが連携した就労支援や精神障がい者の雇用促進等が掲げられています。

1. 雇用の促進

障がい者は、就職したくてもなかなか就職できない厳しい状況にあり、障がいのある人の雇用を促進するため、公共職業安定所などと連携し雇用の促進を図ります。

また、関係機関等と連携を図りながら事業主に対して、障がい者雇用の啓発活動を行い、一層の理解と支援が得られるよう努めます。

2. 就労の支援

障がい者の職場定着を促進する公共職業安定所と連携し、就労を支援します。

また、障がい者優先調達方針に基づき、優先的に障がい者就労施設等から物品の調達に努めるほか、町内の事業主の理解による職場開拓や就労しやすい環境づくりを行うなど、今後も支援体制の強化に努め、地域と連携を図ります。

第8節 住みよい福祉のまちづくり

障がい者や高齢者が地域の中で安心して生活できるとともに、より積極的な社会参加ができるよう、障がい者などの特性やニーズに対応した総合的なまちづくりに取り組むよう努めます。

1. 生活施設の整備

障がい者が地域の中で安心して生活できるように、公共施設等の整備改善を図るとともに、住宅等の整備改善を推進します。

2. バリアフリー化の促進

公共施設や道路におけるバリアフリー化や、障がい者に配慮した対策は十分とは言えない状況です。

町内におけるバリアフリーの現状を把握するとともに、障がい者や高齢者の利用に配慮した施設整備に努めます。

3. 防災対策の充実

障がい者が安心して暮らせる社会を実現するため、関係団体、住民等の連携による支援体制を確立するとともに、障がい者の状況や特性に応じた防災対策が的確に講じられるよう、支援体制を整備します。

また、防災知識の普及など町民意識の高揚に努めます。

第9節 スポーツ・レクリエーション・文化活動

障がい者のゆとりや生きがいのある生活の実現のためには、社会参加が重要です。その1つとして、スポーツやレクリエーション・文化活動への参加が有効な手段として考えられます。

障がい者が日常生活の中で気軽にいろいろなスポーツやレクリエーション・文化活動を楽しみ、地域の人々とのふれあいの場となるよう内容や機会の充実を検討します。

また、指導者などの人材育成も推進していきます。

1. スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーションの振興を図るため、関係団体等と連携を図りながら、障がい者が楽しく参加できる体制づくりを推進します。

2. 文化活動の推進

障がい者が町内のイベントや芸術・文化活動に気軽に参加しやすい体制づくりを推進するとともに、支援体制を確立します。

第10節 担い手の確保と養成

この計画を推進していくためには、庁内の担当部局が中心となり、国、道、障がい者団体、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者等や住民の協力が不可欠で、多くの人材を必要とすることから、人材の確保と養成が必要と考えます。

1. 職員の確保と養成

心のこもったサービスを提供するため、社会福祉士等の専門的な人材の確保を目指します。また、確保した人材を最大限に活用できるよう、各種研修等に積極的に参加し、養成に力を注ぎます。

2. ボランティア活動の推進

町民のボランティア活動に対する理解を深め、いつでも・誰でも・どこでも、気軽に喜びを持って、ごく自然に助け合う社会の形成をめざします。

今後は、より多くの人材がボランティア活動に参加するよう、ボランティアの育成や普及啓発などを支援します。

第4章 障がい福祉計画（第6期）

計画策定の趣旨

「苫前町障がい福祉計画（第6期）」（以下、「本計画」という。）は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、これまでの障がい者施策の成果を踏まえつつ、国や北海道の動向も踏まえて「第6期北海道障がい福祉計画」と整合性を図りつつ、サービス見込量やその確保方策等について定めることとします。

サービスの体系

区分	障がい福祉サービス		地域生活支援事業
	介護給付	訓練等給付	
訪問系	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅介護 ●重度訪問介護 ●同行援護 ●行動援護 ●重度障害者等包括支援 		<ul style="list-style-type: none"> ●理解促進研修・啓発、自発的活動支援事業 ●相談支援事業 ●成年後見制度利用支援事業 ●意思疎通支援事業
日中活動系	<ul style="list-style-type: none"> ●療養介護 ●生活介護 ●短期入所 	<ul style="list-style-type: none"> ●自立訓練（機能訓練） ●自立訓練（生活訓練） ●宿泊型自立訓練 ●就労移行支援 ●就労継続支援A型 ●就労継続支援B型 ●就労定着支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活用具給付事業 ●移動支援事業 ●地域活動支援センター事業
居住系	<ul style="list-style-type: none"> ●施設入所支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●共同生活援助（グループホーム） ●自立生活援助 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●計画相談支援・地域相談支援（地域移行・地域定着） ●自立支援医療 ●補装具 		

サービス種別の内容

1. 指定障害福祉サービス

1) 訪問系サービス

- 居宅介護
居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。
- 重度訪問介護
重度の肢体不自由者で、常時介護を要する人に居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
- 同行援護
視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、その障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
- 行動援護
知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動する際の必要な援助を行います。
- 重度障害者等包括支援
寝たきり状態などの介護の必要性が特に高い人を対象に、居宅介護（ホームヘルプ）などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。

2) 日中活動系サービス

- 療養介護
病院等への長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする人に対し、病院等において食事や入浴等の介護を行うとともに、日常生活上の相談支援やレクリエーション支援など、身体能力や日常生活能力の維持・向上に向けた支援を行います。
- 生活介護
常に介護等の支援が必要な人に対し、食事や入浴、排せつ等の介護や軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供するなど、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るための支援を行います。
- 自立訓練（機能訓練）
地域生活を営む上で、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病患者等に対し、身体能力、生活能力の維持・向上等のための歩行訓練や家事等の訓練を行います。
また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。
- 自立訓練（生活訓練）
地域生活を営む上で、一定の支援が必要な知的障がい者又は精神障がい者に対し、食事

や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います。

また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

宿泊型自立訓練

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方で、家事等の日常生活能力向上のため、一定期間、居室その他の設備を利用させ、地域生活への移行に向けた支援を行います。

就労移行支援

一般就労等を希望している人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

就労継続支援 A 型

一般企業での就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

就労継続支援 B 型

一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人等に対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

就労定着支援

一般就労した障がい者について、一定の期間にわたり、就労の継続を図るために必要な事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等を行います。

短期入所

自宅で介護する人が病気などの場合に短期間・夜間も含めて、施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

3) 居住系サービス

施設入所支援

施設に入所している人に対し、入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行います。

共同生活援助（グループホーム）

地域生活を営む上で支援を必要とする人に対し、共同生活の場において、家事等の日常生活上の支援や相談支援を行います。

自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人において、一定の期間にわたり、定期的な訪問や随時の対応により適切な支援を行います。

4) 相談支援

計画相談支援

支給決定の前にサービス等利用計画案を作成するとともに、一定の利用期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

地域移行支援

施設入所している人又は入院している精神障がい者を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、地域生活や地域生活の準備などの地域移行支援を行います。

□ 地域定着支援

施設や病院から地域生活へ移行した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者に対し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時相談や対応を行います。

2. 地域生活支援事業

□ 理解促進研修・啓発事業

地域住民への働きかけを強化することにより、障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

□ 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

□ 相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や保護者、介護者などからの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。

□ 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、障害のある人などの相談・情報提供・助言を行うとともに、地域の関係機関との連絡調整や連携の支援などの事業を推進します。

□ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、権利擁護を図ることを目的として制度の利用支援を行います。

□ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うなど、意志疎通を円滑にするための支援を行います。

□ 日常生活用具給付事業

重度の障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

□ 移動支援事業

地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行います。

□ 地域活動支援センター

利用者に創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

□ 日中一時支援事業

見守り等の支援が必要な障がいのある人を一時的に預かる場所を提供し、介護者の一時的な休息や就労支援を図ります。

障がい者の自立に向けた基本目標

基本目標に関しては、これまで取り組んできた様々な福祉施策の実績を踏まえて推計することとしています。

推計にあたっては、過去の推移、数値の増減傾向を予測判断し、それぞれの数値目標を設定します。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点での施設入所している方のうち、グループホーム等の地域生活へ移行することが見込まれる方の数値目標を設定します。

事 項	数 値	備 考
入所者数 (A)	9人	
目標年度地域生活移行者数 (B)	1人	令和元年度末の施設入所者数の6%以上が、地域生活へ移行することを基本として、地域の実情を踏まえて設定
目標年度減少見込数 (C)	1人	令和5年度末の施設入所者数が、令和元年度末の施設入所者から1.6%以上減少することを基本として、地域の実情を踏まえて設定

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、国の基本方針を踏まえ、次のとおり数値目標を設定します。

事 項	数 値	備 考
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日	令和元年度時点の対象者なし
精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上)	0人	令和元年度時点の対象者なし
精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳未満)	0人	令和元年度時点の対象者なし
精神病床における早期退院率(入院後3ヶ月時点)	69%	令和元年度時点の対象者なし
精神病床における早期退院率(入院後6ヶ月時点)	86%	令和元年度時点の対象者なし
精神病床における早期退院率(入院後1年時点)	92%	令和元年度時点の対象者なし

3. 地域生活支援拠点等の整備

相談や体験の機会や場所、緊急時の受入・対応など、地域における障がい者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点（以下「地域生活支援拠点」という）の整備について自立支援協議会等で検討し整備を目指します。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等に係る国の基本方針を踏まえ、次のとおり目標を数値設定します。

事 項	数 値	備 考
令和5年度までの就労移行支援事業から一般就労への移行者数	1人	令和元年度末時点の移行者数0人の1.30倍
令和5年度までの就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数	1人	令和元年度末時点の移行者数0人の1.26倍
令和5年度までの就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数	1人	令和元年度末時点の移行者数0人の1.23倍
令和5年度までの一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	2人	移行者数目標数値3人のうち7割
就労定着支援事業の就労定着率8割以上の事業所	1箇所	令和5年度までの就労定着支援事業の事業所数のうち7割

5. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応

感染症拡大防止のため各事業所へ情報提供を行います。

また、感染症拡大防止対策について各事業所と連携して取り組みます。

指定障害福祉サービス

1. 指定障害福祉サービスの必要量の見込み

1) 日中活動系・居住系サービス

日中活動系・居住系サービスについては、令和5年度までの達成数値目標を定め、新たにサービス利用が見込まれる者の数を見込んだ上に、障がい者のニーズ等を踏まえて一人当たり利用量を乗じた量を勘案して定めます。

日中活動系サービスの1ヶ月当たりの見込み

サービス体系	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数(人)	1人	1人	1人
生活介護	利用者数(人)	11人	11人	11人
	利用量(人日/月)	277人日	277人日	277人日
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人)	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人)	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日
自立訓練(宿泊型)	利用者数(人)	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日
就労移行支援	利用者数(人)	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日
就労継続支援(A型)	利用者数(人)	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日
就労継続支援(B型)	利用者数(人)	8人	8人	8人
	利用量(人日/月)	184人日	184人日	184人日
就労定着支援	利用者数(人)	0人	0人	0人
短期入所(福祉型)	利用者数(人)	2人	2人	2人
	利用量(人日/月)	12人日	12人日	12人日
短期入所(医療型)	利用者数(人)	1人	1人	1人
	利用量(人日/月)	15人日	15人日	15人日
合 計	利用者数(人)	23人	23人	23人
	利用量(人日/月)	488人日	488人日	488人日

居住系サービスの1ヶ月当たりの見込み

サービス体系	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数(人)	0人	0人	0人
共同生活援助	利用者数(人)	8人	8人	8人
施設入所支援	利用者数(人)	9人	9人	9人

2) 訪問系サービス

訪問系サービスについては、令和5年度までの達成数値目標を定め、新たにサービス利用が見込まれる者の数を見込んだ上に、一人当たり利用量に乗じた量を勘案して定めます。

訪問系サービスの1ヶ月当たりの見込み

サービス体系	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	利用時間数 (時間/月)	50時間	50時間	50時間
	利用者数(人)	5人	5人	5人

3) 相談支援

相談支援については、令和5年度までの達成数値目標を定め、新たにサービス利用が見込まれる者の数を見込んだ上で定めます。

相談支援の年間の見込み

サービス体系	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数(人)	25人	25人	25人
地域移行支援	実利用者数(人)	0人	0人	0人
地域定着支援	実利用者数(人)	0人	0人	0人

2. 必要量確保のための方向

1) 日中活動系・居住系サービス

- 事業者に対して就労移行支援事業の取り組みを推進し、一般就労への移行を推進します。
- 自立と社会経済活動への参加に向けて就労支援を行い、必要な訓練及び創作的な場の提供を行っていきます。
- 障がい者の雇用・職場定着を促進する公共職業安定所と連携し、雇用・就労を支援します。

- 既存の障害者支援施設に対する支援体制の強化に努め、地域と連携を図りながら施設の充実に努めます。
- 地域生活への移行において、居住の場（グループホーム）の充実を図る必要があるため、公営住宅のグループホーム活用の検討などにより、グループホームを設置する社会福祉法人等の事業拡大を支援します。
- 日常生活における食事や入浴、排泄等の生活介護を必要とする障がいのある人に対する日中活動の場の拡充を図ります。
- 精神障がい者の社会復帰のため、関係機関と連携して、社会適応訓練等の推進に努めます。

2) 訪問系サービス

- 障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。特に精神障がい者については、地域での生活支援の展開が歴史的にも浅いことがあり、支援を担う専門人材が少ない状況にあります。
今後においては、退院促進の流れの中で、より一層の人材の充実が求められています。
- サービス提供事業者との緊密な連携を図り、障がい者等の意向その他の事情に応じ適切に利用できるように努めます。

3) 相談支援

- 相談支援については、福祉に関する様々な問題について障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加え、支援を必要とする場合にはサービス利用の調整・モニタリングなどの支援が提供されるよう調整を図ります。

4) その他の推進事項

- 小平高等養護学校の卒業者に対する一般就労等に係る取り組みを推進します。

地域生活支援事業

1. 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業については、令和5年度までの達成数値目標を定め、新たにサービス利用が見込まれる者の数を見込んだ上で定めます。

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無
2 自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無
3 相談支援事業				
① 障害者相談支援事業	箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
② 基幹相談支援センター等機構強化事業	実施の有無	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
4 成年後見制度利用支援事業	利用者数	1人	1人	1人
5 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無
6 意思疎通支援事業				
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	1人	1人	1人
② 手話通訳者設置事業	利用者数	0人	0人	0人
7 日常生活用具給付事業				
① 介護・訓練支援用具	件数	1件	1件	1件
② 自立生活支援用具	件数	2件	2件	2件
③ 在宅療養等支援用具	件数	1件	1件	1件
④ 情報・意思疎通支援用具	件数	1件	1件	1件
⑤ 排泄管理支援用具	件数	190件	190件	190件
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件数	1件	1件	1件
8 手話奉仕員養成研修事業	登録者数	0人	0人	0人
9 移動支援事業	利用者数	1人	1人	1人
	延べ利用時間	24時間	24時間	24時間
10 地域活動支援センター				
① 自市町村所在分	箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	利用者数	0人	0人	0人
② 他市町村所在分	箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	利用者数	3人	3人	3人

2. 地域生活支援事業の必要量確保のための方向

1) 理解促進研修・啓発事業

障がい等のある方への理解を深めるため、地域社会の住民に対して、研修や啓発活動を実施するよう努めます。

2) 自発的活動支援事業

障がいのある人へのボランティア活動など、障がい者やその家族に対して、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援するよう努めます。

3) 相談支援事業

障がい者の相談指導やリハビリテーション、情報提供等を総合的に行うことのできる基幹相談支援センターへ委託をし、相談支援事業の充実を図ります。

また、医療・福祉サービス圏域が共通する留萌中部地域における様々な支援機関との連携を図るため近隣町村との連携を図ります。

4) 成年後見制度（利用支援事業・法人後見支援事業）

身寄りのない重度の知的障がい者又は精神障がい者の方で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方を対象に、障がい者の権利擁護を図ることを目的として実施していきます。

また、成年後見制度における業務について、適正に行うことができる法人の確保に努めます。

5) 意思疎通支援事業

障がいのある人と障がいのない人との交流を促進する手段として、利用しやすい雰囲気や環境づくりを進め、利用の促進を図ります。

6) 日常生活用具給付事業

重度障がい者の方を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。

7) 手話奉仕員養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者の人材確保及び育成等に努めます。

8) 移動支援事業

障がいのある方の多様な活動、社会参加や自己実現を支える重要なサービスとして、今後においても支援の充実を図ります。

9) 地域活動支援センター

障がい者の通所により、創作的活動の機会を提供するとともに社会参加及び交流の促進を図り、障がい者の自立に向けた取り組みを推進します。

第5章 障がい児福祉計画（第2期）

サービス種別の内容

1. 障がい児サービス

1) 障害児通所支援

児童発達支援

通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

医療型児童発達支援

上肢、下肢、体幹の機能に障がいのある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。

放課後等デイサービス

学校授業終了後や休業日に通所により、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

保育所等訪問支援

指導経験のある児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障がい児やスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児につき、発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与等の支援を行います。

2) 障害児相談支援

障害児相談支援

障がい児の通所等利用に際し、障害児支援利用計画の作成を行います。

また、通所等支援開始後は、モニタリングを行うなどの支援を行います。

障がい児サービス

1. 障がい児サービスの必要量の見込み

1) 障害児通所支援

障害児通所支援については「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」を中心に令和5年度までの達成数値目標を定め、新たにサービス利用が見込まれる者の数を見込んだ上で定めます。

障害児通所支援の1ヶ月当たりの見込み

サービス体系	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数(人)	5人	6人	6人
	利用量(人日/月)	35人日	40人日	45人日
医療型児童発達支援	利用者数(人)	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日
放課後等デイサービス	利用者数(人)	13人	14人	14人
	利用量(人日/月)	162人日	172人日	172人日
保育所等訪問支援	利用者数(人)	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人)	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日
福祉型障害児入所施設	利用者数(人)	0人	0人	0人
医療型障害児入所施設	利用者数(人)	0人	0人	0人
合 計	利用者数(人)	18人	20人	20人
	利用量(人日/月)	197人日	212人日	217人日

2) 障害児相談支援

障害児相談支援については、令和5年度までの達成数値目標を定め、新たにサービス利用が見込まれる者の数を見込んだ上で定めます。

障害児相談支援の年間の見込み

サービス体系	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数(人)	18人	20人	20人

2. 必要量確保のための方向

1) 障害児通所支援

対象児童の早期発見と早期からの療育を進めるため、保健師や医療機関、保育所等関係機関との連携体制を確保するとともに、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から中学校卒業まで一貫した支援を提供できる場として、障害児通所支援等（児童発達支援や放課後等デイサービス等）の確保に努めます。

2) 障害児相談支援

保護者からの相談に応じる体制の整備に加え、支援を必要とする場合には、サービス利用の調整・モニタリングなどの支援が提供されるよう調整を図ります。

3. 障がい児支援の提供体制の整備等

重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターの活動を推進します。
児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、現状の児童発達支援センター1カ所に対する積極的な支援を行います。

第6章 推進体制の整備

本計画の実施にあたっては、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境など広範分野や、国、道、関係団体などとの密接な連携のもとに、障がい者施策の総合的・効果的な推進を図る必要があります。障がい者のライフステージに応じて総合的なサービスを提供するためには、最も障がい者の生活に密着している保健・医療、福祉をはじめとした関係分野の連携と関係機関のネットワーク化が重要です。

第1節 庁内体制の整備と連携

障がい者の方が役場等に来庁したとき、不便や不安を感じることもないよう、職員の資質の向上を図るとともに、バリアフリー化のための施設整備を進めていきます。

また、来庁者が最初に訪れた窓口ですべての用事が済むよう、関係各課との連携を図りながら総合的に取り組んでいきます。

第2節 推進体制の整備

高度情報化、少子化、核家族化の進展などにより、隣人関係や地域での人間関係が弱まりつつあります。地域に住む人々が互いに助け合い、生きがいと思いやりを持って暮らすことのできる地域社会をつくるためには、町民一人ひとりの自主的な福祉活動の実践が求められています。そのため、すべての人が、可能な限りすみなれた家庭や地域で、いつまでも安心して暮らしつつけられるよう、思いやりとぬくもりのある地域社会の形成をめざします。

1. 民間との連携と地域福祉の推進

福祉サービスの提供や福祉のまちづくりでは、民間企業、民間病院等の協力が不可欠であり、障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、経済団体、ボランティア団体等とのネットワーク化を進めます。

2. 地域福祉の推進

福祉活動の中核となる社会福祉協議会、ボランティア団体など各種福祉団体の充実・強化と活動拠点の整備を図ります。

また、行政と地域をつなぐ民生委員・児童委員等が地域に密着した活動を行えるよう、環境づくりを推進します。